

令和8年度 愛川町役場庁舎分館空調設備更新事業  
仕様書

令和8年4月

愛川町 財務部 管財契約課

## 令和8年度 愛川町役場庁舎分館空調設備更新事業仕様書

### 1. 事業目的

愛川町役場庁舎分館の空調設備は、各所に不具合及び故障が発生している。温室効果ガスの排出抑制等、持続可能な社会の実現に向けて環境に配慮するとともに、快適な住民サービス及び執務環境を整備するため、空調設備の更新を行う。

本事業は、民間企業のノウハウ、技術力を活用する方式により実施するものとし、計画、更新作業等に関する一括提案を受け、愛川町（以下「本町」という。）にとって最も効果をもたらすと考えられる提案者を選定するため、公募型プロポーザル方式にて募集を行うものである。

本審査の結果、最も優れている応募者を優先交渉権者として、本町と事業契約の締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、事業に係る契約の締結、事業の実施を行うものとする。

### 2. 業務の概要

(1) 業務名：令和8年度 愛川町役場庁舎分館空調設備更新事業（以下「本事業」という。）

(2) 契約方式：公募型プロポーザル方式

(3) 業務期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 更新対象機種：

設置場所	製造会社	機器型式	台数
空調用屋外機	三菱電機株式会社	PUHY-P280SCM-E 〈G〉	1
空調用屋外機	三菱電機株式会社	PUHY-P400SCM-E 〈G〉	1
空調用屋外機	三菱電機株式会社	MPUZ-P56HA3	1
空調室内機	三菱電機株式会社	PLFY-P71BM-E1	4
空調室内機	三菱電機株式会社	PLFY-P56BM-E1	6
空調室内機	三菱電機株式会社	MPL-RP56BA	1

※室内機は、ロングライフフィルター・ドレンアップ・コントロールスイッチ付

(5) 履行場所：愛川町角田251番地1 愛川町役場庁舎分館

(6) 空調設備の使用状況

	系統	部屋名	稼働日等（曜日等）	稼働時間
1階	AC-1-1 系統	会議室 3 (町民活動サポートセンター)	月・火・木・金・土・日 ※水曜日は休所日	9:30~17:00 ※木曜日は19時まで開所
	AC-1-1 系統	会議室 1	平日 ※職員が会議等で断続的に使用	8:30~17:15
	AC-1-2 系統の 室内機 4 基	会議室 2 の一部 (水道事業所)	年間を通して稼働	24時間稼働 ※サーバ維持のため
	AC-1-2 系統の 室内機 2 基	会議室 2 の一部 (シルバー人材センター)	平日	8:30~17:15
2階	AC-2-1 系統	事務室	平日 ※打合せに使用しており、 年間 30 日程度使用	8:30~17:15

※上記は、標準的な使用状況を表したものであり、年末年始等の閉庁日や職員の時間外勤務等の影響により、稼働日・稼働時間は変動する。

(7) 事業内容

事業者は、空調熱源等設備（以下「本設備」という。）の実際の使用状況を踏まえ、自ら行った提案を基に合意した内容で契約を締結し、本事業により更新する本設備を善良なる管理者としての注意義務をもって、以下の業務を行うものとする。

- ① 本設備の設置計画・施工管理
- ② 既設設備の撤去・廃棄処分

3. 空調設備の仕様について

事業者の提案による。

4. その他の留意事項

- (1) 事業者は、本事業の履行にあたって知り得た個人情報や機器の設定情報など、本町の機密事項について守秘義務を負うこと。
- (2) 本町から提供した資料については、本事業の履行及び終了後においても、機密保持のために十分な体制・設備により厳重に管理し、紛失や盗難等による情報漏洩を確実に防止すること。

- (3) 第三者へ資料の提供を行う場合は、本町の承認を得ること。
- (4) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、若しくは規定していない要件が発生した場合は、本町と協議の上、対応を決定することとする。
- (5) 本町と事業者との責任区分について
  - ① 提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、双方で別途協議を行うものとする。
  - ② 予想されるリスクと責任分担は、下表によることとし、事業者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

〈リスク分担保表〉

	リスクの種類	リスクの内容	リスク負担		
			町	事業者	
前段階・契約時	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		
	提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○	
	事業の中止・延期	本町の指示		○	
		町の指示以外の事情による事業の中止・延期		○	○
	事業者の事業放棄、破たんによるもの			○	
計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期 (詳細は契約書による)	○	○	
	物価	急激なインフレ・デフレ(事業費に対して影響のあるもののみを対象とする)	○	○	
	設計変更	本町の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示、判断によるもの		○	
資金調達	必要な資金の確保に関すること		○		
更新作業段階	第三者賠償	設備更新における第三者への損害賠償義務		○	
	不可抗力	天災などによる事業変更(詳細は契約書による)	○	○	
	物価	急激なインフレ・デフレ	○	○	
	事業変更	本町の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示、判断によるもの		○	
	安全性の確保	設備更新における安全性の確保		○	
	環境の保全	設備更新における環境の保全		○	
	設備更新の遅延・未完	本町の責による設備更新の遅延・未完による引き渡しの遅延	○		
		事業者の責による設備更新の遅延・未完による引き渡しの遅延		○	
	事業費増大	本町の指示、承諾による事業費の増大	○		
		事業者の指示、判断によるもの		○	
	性能	仕様不適合		○	
一般的改善	引き渡し前に設備更新目的物などに関して生じた損害		○		
	引き渡し前に設備更新に起因して施設に生じた損害		○		

保証 関連	性能	仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		○

（6）事業費の支払い

本事業の代金については、事業完了後、本町が行う完了検査に合格した後、受注者からの適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、一括して支払いを行うものとする。

なお、前金払及び中間払いは行わない。